

# いじめ防止基本方針

東峰村立東峰学園

## はじめに

いじめ防止対策推進法が成立し、平成 25 年 9 月 28 日に施行された。それを受けて福岡県いじめ防止基本方針が平成 26 年 3 月に策定された。いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、本校におけるいじめ防止のための基本方針を定め、いじめを「未然防止」し、「早期発見・早期対応」をしようとするものである。

### 1 学校のいじめ防止基本方針

「いじめ」とは「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。いじめを防止するために(1)「いじめは、人間として絶対にゆるされない」という強い認識をもつ。(2)「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。(3)「いじめられている子を、最後まで守り抜く」という信念をもつ。これらを基本姿勢として、「未然防止」「早期発見・早期対応」に努めるようにする。

いじめに気づく、敏感になるという意味での「早期発見」は必要であるが大半の子どもが巻き込まれるものであり、加害経験もかなりの部分が入り替わるとい調査結果にあるように(文科省)、いじめはどの子にも起こりうるものであるという認識を持つことが必要である。そのために「未然防止」に取り組むことが求められる。教科、道徳、特別活動等の学びを通じて、子ども同士のトラブルを減らし、相手を不快にさせるような態度や言動を抑えることで、いじめにエスカレートすることをなくしていくようにすることが必要である。

児童生徒の加害経験(「仲間はずれ・無視・陰口」、「からかう・悪口」「軽くぶつかる・蹴る・叩く」と強くかかわるのが、時々のストレスであり、(それをもたらす要因は、学習、友人関係、教師、家庭に関するできごと等)その関係を緩和するのが友人や教師、家庭からの「支援」である。(文科省「いじめ追跡調査」2007～2009)また、ストレスを感じさせないようにするだけでなく、他人から「認められている(自己有用感・自尊感情)」という思いを強く持てるようにすれば、他人に対して苛立つことも、他人を攻撃したりすることもなくなる。そのような環境作りを行うことが必要である。

### 2 いじめの防止

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進(いじめの未然防止)

##### ① 「いじめは決して許されないこと」の理解と道徳心の涵養

いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調し、自立的に生活を送ることができる子どもを育てるために、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の中で取り組んでいく。さらに、PTA等とも連携し、家庭や地域と一体となったいじめ防止の啓発活動への取組を進める。

##### ② 「居場所づくり」

学級や学年、学校が児童生徒の居場所になるようにしていくことが求められている。児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」としての学級や学年、学校にしていける必要がある。そのためには、基本的な学力を身につけることができるように、教室の人的・物的環境を整え、特に「わかる授業」「正しい姿勢」「忘れ物無し」等に取り組む。

③ 「絆づくり」

「居場所づくり」を前提にしながら、子どもが主体的に取り組む活動を保障し、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりする中で、「自己有用感」がもてるような働きかけをする。

④ 「授業づくり」「集団づくり」

これらを見直していくことで、いたずらにトラブルが起きることも、いじめへとエスカレートしていくこともなくなると考えられる。学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や生徒指導の充実も重要である。授業においては、ペアやグループで話し合う場面を設定するなど、全員の児童生徒が参加し、学び合えるような授業づくりを工夫する。特に「規律」「学力」「自己有用感」を高めていく。

⑤ 電子機器を使いたいじめの防止（携帯・スマホ、「掲示板」等）

これらがいじめに利用される可能性があるという危機感を常に持ち、毎年携帯・スマホによるいじめ問題の学習を位置付けるとともに、子どもの様子を把握することが必要である。情報は一度流出したら取り返しがつきにくいので、これらの電子機器の所持・利用状況についても情報収集を行うなど、なお一層の「未然防止」に取り組んでいく。

(2) いじめの早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からもでてくる。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応する。

① 「いじめのサイン」

日常の学校生活と比べて表情や言動に変化がないか。	○日頃と違う表情をしていないか。 ○理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。 ○落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	○グループになる時に最後まで残っていないか。 ○友だちからのあいさつや言葉かけの少ない児童生徒はいないか。
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	○友だちに異常なほどの気遣いはないか。 ○特定の児童生徒が失敗すると、笑われたり、やじられたりしていないか。
学級の雰囲気注目する。	○学級全体に無力感が漂っていないか。 ○小集団が相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
児童・生徒からの連絡・相談に注目する。	○当該児童生徒だけでなく、周りの児童・生徒から教職員へいじめを知らせている言動はないか。 ○定期的な児童・生徒アンケートからいじめの兆候・事実はないか。
保護者からの連絡や相談に注目する。	○保護者からの連絡・相談にいじめの兆候はないか。 ○定期的な保護者アンケートからいじめの兆候・事実はないか。
定期的にいじめのアンケートを実施する。	○定期的な児童・生徒アンケートからいじめの兆候・事実はないか。 ○アンケート結果をもとに、いじめ防止等対策委員会がいじめの有無を判断する。

(3) いじめの早期対応（迅速かつ組織的な対応）

いじめが発生した際には、迅速かつ毅然とした対応が求められる。組織として適切な対応をするためには、情報が正しくかつ迅速に校長まで届く必要がある。そのために、日常的に「報告・連絡・相談・確認」の体制を築いていく不断の努力が必要である。また、職員相互のコミュニケーションを密にし、いじめの早期発見をしていく。いじめ防止アンケート（キラリっこアンケート及び安心づくりアンケート）は、担当部会で整理・検討し、いじめ防止等対策委員会でいじめに該当するかどうかを判断していく。

この他にも、いじめと思われる報告・連絡・申し立て等があった場合は、速やかにいじめ防止等対策委員会を開き、事実確認、対応策等を協議していく。

なお、いじめの解消に対しては、①被害者に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月を目安)継続していること、②いじめによる影響で被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることをもって判断する。

(4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備

学校において定期的な調査や教育相談等を実施し、児童生徒の状態を把握したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、要対協をはじめとする外部の関係機関を活用して課題を解決したりする等、相談体制の整備を行うようにする。

(5) 教職員研修の充実

校内研修等を通じて、基本方針の共通理解やいじめ問題の資質の向上を図るようにし、早期発見・早期対応ができるようにする。また、教職員の言動が子どもを傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう人権感覚の育成を図る。校内研修実施の際は、必要に応じて外部講師等を招聘する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ（家庭との連携）

「保護者チェックリスト」を配布して、家庭での子どもの変化をとらえてもらったり、家庭でのいじめ防止指導を働きかけたりすることで早期発見につないでいく。家庭でのいじめ防止指導は、学校でのいじめ根絶や生徒指導上の問題の解決にも貢献してくれることが期待できるが、さらに家族間の思いやりも醸成され、よりよい人間関係を構築することにもつながることから、家庭との連携を図っていじめ防止指導を働きかけていくようにする。

(7) 適切な学校評価・教職員の評価

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめの問題を隠さずに、その実態把握や校長への報告、問題解決への対応への取組を評価するようにする。

また、いじめ防止に向けた取組の内容については、年度当初や入学時に児童・生徒や保護者に説明するとともに、いじめ防止の取組の状況を学校評価の項目として位置付けるようにする。

(8) 校内における連携体制

小学部においては月に1回生徒指導委員会、中学部においては週に1回いじめ不登校対策委員会をそれぞれ実施し、各学部において共通認識、対応等を行う。また、月に1回小中合わせた生徒指導（いじめ不登校）対策委員会を実施し、小中におけるいじめ防止のための連携体制を確立する。

### 3 重大事態への対応

[重大事態の定義]

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

[重大事態への対応]

上記の重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ防止等対策委員会を開き、事実関係の調査、関係児童生徒及び保護者への情報提供を行うとともに、教育委員会への報告を行う。また、必要に応じて、関係機関とも連携し、対応策を講じる。

#### 4 いじめの防止等対策のための組織及び対応の手順

